

酒 類 等 製 造 免 許 の 新 規 取 得 者 名 等 一 覧

令和8年9月30日
広島国税局

当局管内の山口県における、令和8年8月1日から令和8年8月31日までの酒類等製造免許の取得者等は次のとおりです。

税務署名	免許等年月日	申請等年月日	製造者氏名又は名称	製 造 場 所 在 地	免許等 区分	品 目	処理区分
下関			該当なし				
宇部			該当なし				
山口			該当なし				
萩			該当なし				
徳山			該当なし				
防府			該当なし				
岩国			該当なし				
光			該当なし				
長門			該当なし				
柳井			該当なし				
厚狭			該当なし				
			以下余白				

(注)氏名又は名称等については、常用漢字による表示をすることがあります。